

**秩父市立病院給食業務委託（ゼロ債務）に係る
公募型プロポーザル方式実施要領**

1 趣旨

この要領は、入院患者の治療及び療養を支える安全で質の高い食事を継続的に提供するため、秩父市立病院給食業務委託（ゼロ債務）を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

秩父市立病院給食業務委託（ゼロ債務）

(2) 企画提案を求めるテーマ

本業務において企画提案を求めるテーマは、次のとおりとする。

- (1) 安全で質の高い患者給食の提供、治療食・嚥下調整食への対応及び患者サービスの向上
- (2) 必要人員の継続的な確保、教育・定着及び欠員時の補充・応援体制
- (3) HACCP に沿った衛生・安全管理、アレルギー・誤配膳防止及び事故時の対応
- (4) 災害、感染症、厨房設備故障、院内システム停止及び物流途絶時の業務継続
- (5) 業務開始前の引継ぎ・立上げ及び契約終了時の円滑な引継ぎ
- (6) 実施限度額の範囲内における実施内容、価格及び継続的なコスト管理

3 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

契約締結後から履行開始日の前日までを準備・引継期間とし、患者給食の提供に支障が生じないよう必要な準備を行うこと。

4 実施限度額

3 年間総額 171,072,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※参考見積価格が上記実施限度額を超える提案は失格とする。

5 契約金額についての特記事項

本件は、債務負担行為に基づく複数年契約を予定する。翌年度以降における歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除することがある。

契約期間中に最低賃金、その他の費用について通常の見込みを超える著しい変動が生じた場合は、契約書の定め及び予算措置を前提として、委託料の取扱いを協議することができる。

6 業務場所

秩父市立病院（埼玉県秩父市桜木町 8 番 9 号）

7 業務内容

別添「秩父市立病院給食業務委託（ゼロ債務）仕様書」及び「患者食事サービス等提供業務取扱要領」のとおりとする。

8 プロポーザルの方式

当該プロポーザル方式は、公募型（一定の条件を満たす参加者を広く募集するもの。）とする。

9 参加資格要件

当該プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和 7・8 年度秩父市物品等競争入札参加資格者名簿に、業種「その他の業務」及び業種細目「給食業務」として登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 秩父市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 26 年告示第 126 号）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 26 年告示第 127 号）に基づく指名除外期間中でないこと。
- (6) 当該プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (8) 過去 10 年間に、病床数 100 床以上の病院における患者給食業務を元請として 3 年以上継続して履行した実績を有していること。（起算日は令和 8 年 9 月 17 日とする）
- (9) 医療関連サービスマーク（院内調理患者等給食業務）の認定を受けていること。
- (10) 業務の全部又は一部の履行が困難となった場合に備え、保証制度に加入していること。又はこれと同等以上の業務代行保証体制を有する者であること。
※なお、同等以上の業務代行保証体制とは、病院給食業務の継続に必要な人員、食材調達、調理、盛付け、配膳、下膳、洗浄等の業務を代行できる者との契約、協定、覚書その他これに類する書面により、受託者が業務を継続できない場合に、患者給食の提供を継続できる体制をいう。
- (11) 必要人員を継続して配置し、欠員時に近隣事業所、本部又は支店等から応援要員を派遣できる体制を提案できること。

10 担当部署

秩父市立病院 事務局 管理課

11 実施検討委員会

- (1) 本業務に係る優先交渉権者の選定を厳正かつ公平に行うため、秩父市立病院給食業務委託（ゼロ債務）に係るプロポーザル実施検討委員会（以下「実施検討委員会」という。）を置き、提案事項等を審議し、本業務に最も適した優先交渉権者を選定する。
- (2) 実施検討委員会の設置及び運営に関する規定は、別に定める「秩父市立病院給食業務委託（ゼロ債務）に係るプロポーザル実施検討委員会設置要領」による。

12 スケジュール

実施要領等の公開	令和8年9月17日（木）
質問書提出期限	令和8年9月30日（水）午後5時まで
質問への回答	令和8年10月2日（金）
参加申込書提出期限	令和8年10月5日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和8年10月9日（金）までに通知
企画提案書提出期限	令和8年10月29日（木）午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年11月9日（月）午後3時
優先交渉権者の決定・審査結果通知	令和8年11月11日（水）までに通知
契約締結	令和8年12月上旬（予定）
業務開始	令和9年4月1日（木）

13 現地見学

参加希望者は、企画提案書の作成のため、質問書提出期限の9月30日（水）までに現地見学を行うことができる。見学希望者は事務局管理課（TEL0494-23-0611）へ連絡し、病院が指定する日時に参加すること。

- (1) 参加人数は1事業者3名以内とする。参加又は不参加を審査上の評価対象としない。
- (2) 見学中は病院職員の指示に従い、患者情報その他の秘密を保持し、許可のない撮影・録音を行わないこと。
- (3) 厨房へ立ち入る場合は、病院が指定する検温、体調確認、手指衛生、マスク、専用衣等の感染防止措置に従うこと。

14 質問受付及び回答

実施要領、仕様書等に関する質問は、質問書（様式第4号）により電子メール又はFAXにより提出すること。送信後は電話で受信確認を行うこと。質問書の質問内容には、質問者を特定できるような団体名又は個人名を質問事項欄に記載しないこと。継続中の病院業務又は業務計画に支障があると判断した質問については、回答及び開示を行わないものとする。

提出期限	令和8年9月30日（水）午後5時まで
提出先	秩父市立病院 事務局管理課
電子メール	byoin@city.chichibu.lg.jp
電話	0494-23-0611
FAX	0494-23-0650
回答方法	質問者が特定されない形で、令和8年10月2日（金）までに市ホームページへ公表

15 提出書類

- (1) プロポーザルは、本業務の具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。求められた事項以外の趣旨を含む企画提案書は、提案を無効とする場合がある。
- (2) 企画提案書の書式は自由。A4 判縦（A3 判折込み可）とし、表紙及び目次を除き 30 ページ以内で、図表等を用いて簡潔かつ分かりやすいものとする。
- (3) 提出書類、提出部数及び注意事項は次のとおりとする。

ア 参加申込時に提出する書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号） 1 部
- イ 会社概要（様式第 2 号） 1 部
- ウ 病院給食業務等実績調書（様式第 3 号） 各 1 部
- エ 直近 2 事業年度の財務諸表 1 部
- オ 医療関連サービスマークの認定証の写し 1 部
- カ 業務代行保証契約書又は加入を証する書類等の写し 1 部
※代行保証制度に未加入の場合は、業務代行保証体制を証する書類として自社又はグループ会社等による代行体制を示す資料を提出すること。

イ 参加資格確認後に提出する書類

- ア 企画提案書提出届（様式第 5 号） 1 部
- イ 企画提案書 原本 1 部、複写 6 部
- ウ 人員配置及び管理体制（様式第 6 号） 原本 1 部、複写 6 部
- エ 参考見積書（様式第 7 号 1） 1 部
- オ 参考見積金額内訳書（様式第 7 号 2） 1 部
※参加申込後に辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式第 8 号）を提出すること。

16 企画提案書等の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 参加申込書等

- ア 提出先 秩父市立病院 事務局管理課
- イ 所在地 〒368-0025 埼玉県秩父市桜木町 8 番 9 号
- ウ 提出方法 持参又は配達記録が残る郵送による。
- エ 提出期限 令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時まで（必着）

(2) 企画提案書等

- ア 提出先 秩父市立病院 事務局管理課
- イ 所在地 〒368-0025 埼玉県秩父市桜木町 8 番 9 号
- ウ 提出方法 持参又は配達記録が残る郵送による。
- エ 提出期限 令和 8 年 10 月 29 日（木）午後 5 時まで（必着）

※参考見積書は 3 年間の総額（税込）を記載し、実施限度額を超える提案は失格とする。

17 プレゼンテーション及びヒアリング

	内 容
実 施 日 時	令和 8 年 11 月 9 日（月） 午後 3 時～
実 施 場 所	秩父市立病院 本館 2 階大会議室
提 案 時 間	30 分以内
質 疑 応 答	10～15 分程度
参 加 人 数	説明者を含めて 5 名以内
機 材	・プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル及び電源は病院が用意し、パソコン等は参加者が用意すること。 ・インターネット回線の本市からの提供はしない。 ・機材等の準備は開始 10 分前から、撤収は終了後 10 分以内に行うこと。
そ の 他	・参加者が 1 者であっても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。 ・企画提案書等の提出時に提出されていない資料を追加提出することはできない。

18 評価方法及び選定方法

- (1) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの評価項目、評価の着眼点、判断基準並びに配点は、別紙 1「評価基準」のとおりとする。
- (2) 実施検討委員会において、評価基準に基づき委員が個別に審査及び評価を行い、技術評価 90 点と価格評価 10 点の合計 100 点満点で、合計点が最も高い参加者を優先交渉権者とする。
- (3) 技術評価点が 54 点以上（90 点満点の 6 割以上）かつ総合評価点が 60 点以上であることを最低基準とし、参加者が 1 者の場合を含め、最低基準を満たさない提案は選定しない。
- (4) 最高得点者が複数ある場合は、人員確保・実施体制、食事の品質・患者サービス、衛生・安全管理の順に得点が高い者を上位とし、なお同点の場合は実施検討委員会の協議により決定する。
- (5) 全ての企画提案が最低基準を満たさない場合は、優先交渉権者を選定しない。

19 結果に関する通知

優先交渉権者を選定の後、全ての参加者に対し、選定又は非選定の結果を文書で通知する。

20 契約

- (1) 優先交渉権者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内で、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定による随意契約として、令和 8 年 12 月上旬までの契約締結を目標として手続を行う。
- (2) 優先交渉権者との協議が成立しない場合又は優先交渉権者が契約を辞退した場合は、審査結果において次順位となった参加者と協議することができる。

- (3) 優先交渉権者が企画提案書及びプレゼンテーションで提案した事項は、委託者との協議を経て仕様書、業務計画書又は契約書等に明記し、受託者の履行事項とする。
- (4) 契約期間中に最低賃金、その他の費用について通常の見込みを超える著しい変動が生じた場合は、契約書の定め及び予算措置を前提として、委託料の取扱いを協議する。

21 失格要件

次の事由に該当した場合は、その者の参加及び提案を無効とし失格とする。

- (1) 参加者が備えるべき参加資格要件を満たさない場合
- (2) 企画提案書等の作成に当たり不正な行為が認められた場合又は企画提案書等に虚偽の記載をした場合
- (3) 当該プロポーザル方式の実施に当たり不正又は不誠実な行為があった場合
- (4) 参考見積価格が実施限度額を超えた場合

22 再委託の制限

受託者は、病院の事前承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、業務の主たる部分、総合的な判断及び業務遂行管理を再委託してはならない。

23 その他

- (1) 企画提案書等の著作権は、それぞれの製作者に帰属する。ただし、市はプロポーザル方式の実施、契約手続、結果公表及び情報公開に必要な範囲で、無断かつ無償で複製する場合がある。
- (2) 企画提案書等の提出期限後の差替え、追加及び再提出は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) この要領に定めのない事項は、実施検討委員会の協議を経て別に定める。

評 価 基 準

本プロポーザルの評価は、以下の配点（計 100 点満点）に基づき、実施検討委員会において総合的に評価を行う。

・ 技術点：90 点（評価項目 1～5）

・ 価格点：10 点（評価項目 6）

評価項目	評価の着眼点
1 事業者の実績・信頼性	病院給食の受託実績、経営の安定性、業務品質を保証する体制及び重大事故の有無
2 人員確保・実施体制	配置予定の業務責任者の資格及び経験、職種別・時間帯別の配置、採用・教育・定着、欠員時の補充並びに近隣事業所・本部等からの応援体制
3 衛生・安全管理	HACCP に沿った衛生管理、アレルギー及び誤配膳の防止、個人情報・院内システムの管理、食材料の追跡、事故報告、原因分析及び再発防止
4 食事の品質・患者サービス	献立、治療食・嚥下調整食の正確性と個別対応、適時適温、味・盛付け、地場産食材の活用、残菜・嗜好・満足度の把握及び改善の考え方
5 運営体制・継続性・引継ぎ	責任者体制、業務手順及び報告、災害・感染症・設備故障・物流途絶等への対応、代替調達、業務開始時及び契約終了時の引継ぎ
6 価 格	実施限度額の範囲内における経済性
合 計	
100 点	